

平成30年度第2回白井市指定管理者選定審査会 会議録（概要）

- 1 開催日時 平成30年8月2日（木）午後1時30分から午後4時00分
- 2 開催場所 白井市役所 東庁舎3階 会議室304
- 3 出席者 岡東会長、松山副会長、岡村委員、清水委員
- 4 欠席者 山崎委員、伊藤委員
- 5 事務局 行政経営改革課 高山課長、元田主査補、佐藤主任主事
社会福祉課 豊田課長、村田主査補
白井市社会福祉協議会（3名）
- 6 傍聴者 なし（非公開）
- 7 議題 議題1 審査票及び審査手順の決定について
議題2 白井市地域福祉センター指定管理者の候補者の選定について

8 議 事

●事務局

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の会議の流れは、事前にお配りした次第に基づき、審査票及び審査手順の決定と、白井市地域福祉センター指定管理者の候補者の選定について、市長の諮問に基づき審査をしていきたいと思っております。プレゼンテーション審査を終え、夕方4時ごろに審査会を終了する予定です。

なお、審査に関する審査会でございますので、本日は非公開になり傍聴はございません。また、本日は、山崎委員と副市長の伊藤委員より欠席の旨、報告をいただいておりますが、4名様出席で過半数を超えているので、会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いします。

●会長

皆様、こんにちは。本日は、第1回の実質的なスタートでございまして、初めての方もいらっしゃいます。できるだけ説明につきましては、事務局から、懇切丁寧に説明していただき、仕事が順調に回れるようにしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局

ありがとうございます。それでは、これより議題に入りますので、議事進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

●会長

それでは、今回の審査票につきまして、初めての方がお二人いらっしゃいますので、どうやってやるのか、できるだけ詳しく事務局から説明していただきたいと思っております。よろ

しくお願いします。

●事務局

それでは、お手元に、「地域福祉センター指定管理者候補者選定審査票(社会福祉協議会)」と書かれた資料をご用意ください。

この審査票に、申請団体のプレゼンテーションにより評価点数を記入します。表の見方としては、まず一番上に総評価点数が書いてございます。今回は115点満点です。115点の計算方法は、下をご覧ください。(1) 管理運営の基本方針について、(2) 市民サービスの向上方法についてと審査項目があり、全部で12問になります。10点満点の設問が11個、5点満点の設問が1個で、115点満点となります。5点満点の設問は、7番目、類似施設の運営実績についてです。

審査に当たっては、例えば、(1) 管理運営の基本方針については、プレゼンテーションを聞いていく中で、利用者の平等利用や安全、快適な利用が図られているのだろうか、公の施設としての設置目的を理解した内容となっているのか、市の基本的な管理方針に適合しているのだろうか、という視点から見ていただいて、プレゼンテーションの内容が適切ならば5点となります。

以降、特に優れていると思ったら、10点満点まで1点刻みで加算していきます。この点について、工夫していると思ったら6点、ここいいなと思ったら7点と、1点刻みで加点していただくことができます。あるいは逆に、十分でないと、利用者の安全が図られていないなどがありましたら4点、3点という形で点数をつけます。同じように、設問(2)以降のプレゼンテーションが順々に進んでいきますので、サービス向上のための提案が適切であると思えば5点、特に優れていると思えば6点、7点、最高10点までをつけていただきます。

最終的にプレゼンテーションが終わり、申請団体が退室した後に、皆様の合計点数を出し、選定について話し合います。

審査票、点数に関しては以上です。ここまでで、何か審査票について、確認しておきたいことなどありましたらお願いします。

それでは特にないようなので、適宜、また何かあればおっしゃっていただければと思います。では、本日はこの審査票を使い、評価をしていただきます。よろしくお願いします。

続きまして、審査手順の説明に移ります。事前にお送りしたもので、白井市指定管理者選定審査会審査手順というものがございます。こちらをお手元にご用意願います。

本日のプレゼンテーション審査の流れについて書かれており、まず、2の基本的事項というところをご覧ください。審査は、別に定める審査票に基づき、原則としてプレゼンテーション審査及び総合審査により行うものとします。審査票は、募集要項で定める事業計画書及び別紙1、審査に当たっての基本的な考え方に基づき、審査施設ごとに作成し、審査会委員が客観的に判断できるよう、審査項目ごとに審査基準を明らかにするものとしま

す。審査票及び審査手順が事前に審査会で検討し、決定するものとします。

審査に当たっては、市民サービス等の提案を審査した結果であるサービス等の評価点数に、指定管理料の提案価格を点数化した価格評価点数を加算して総評価点数を算定し、指定管理者の候補者を委員の合議で選定するものとします。なお、同点の場合は、サービス等の評価点数の高いものを優先とします。

総評価点数におけるサービス等の評価点数の配点は 90%、価格評価点数の配点は 10%を基準とします。今回はサービス等の評価のみですので、115 点満点のサービス評価点数が総評価点数となります。また、選定にかかる審査会は非公開といたします。

3 のプレゼンテーション審査ですが、審査の対象団体は、プレゼンテーション審査は、全ての申請団体について行うものとします。今回は、社会福祉協議会の 1 団体のみとなっております。申請資格等の確認ですが、施設担当課として、社会福祉課から、申請するに当たって資格の条件に該当しているのか、あるいは欠格事項に該当していないか、申請書類に不備はないのか、財務要件を満たしているのか、こういった審査資格について、適合しているのか、否かについて、ご報告をさせていただきます。

審査会は、その施設担当課が行った審査結果について異議がある場合は、施設担当課と協議の上、申請資格を本当に適合しているのかどうかについて判断をしていただきます。仮に、審査会が審査資格で失格になった場合については、それ以降の審査は行わないものとなります。

1 ページめくっていただいて、審査方法になります。審査会は申請書類に基づき、申請団体が行うプレゼンテーション審査及び質疑、審査を行います。委員は、申請団体の概要、事業計画、収支計画書等の説明及び質疑をもとに別紙 1 に基づいて、審査項目ごとに審査票に採点を行います。

別紙 1 の審査に当たっての基本的な考え方は、もう 1 ページめくっていただくと、左側に審査に当たっての基本的な考え方が載っております。左の 2 ページ目に戻っていただいて、さらに別紙 2、配点及び採点方法により採点を行うものとします。価格評価点数に関しては、細かな計算式がございます。今回は使わないので、その説明は省略いたしますが、次回の 8 月 28 日の運動公園のときには使いますので、そのときに改めて説明をさせていただきたいと思います。今回に関しては、審査票の 115 点満点のことに関してだけの採点となります。

委員は、申請書類やプレゼンテーションで不明な点、確認が必要な点などについて直接申請団体に対して、一問一答により質疑を行うことができます。委員が審査に出席できなかった場合は、欠席委員の審査点数はないものとし、その決定は会議に諮って行うものとします。

その他、プレゼンテーション審査は、申請団体が行うプレゼンテーション及び質疑を合計として一団体につき 60 分以内とし、プレゼンテーションを 30 分以内とします。もし、

申請団体がプレゼンテーション審査に欠席した場合は、申請を辞退したものとして取り扱います。

4. 総合審査について、プレゼンテーションが終わった後、プレゼンテーションの審査結果をもとに、委員の合議で総評価点数が最も高い団体を指定管理者の候補者として決定します。そのときには、評価結果とともに、どうしてその団体にしたのかという主な選定理由を、皆さんと話し合います。さらに、最低評価基準点という、最低でもここまでの点数を得ていないといけないという基準がございます。そこに達する申請者がいない場合は、審査会の意見は、指定管理者の候補者となるべき者がいないものとして扱います。

(4)、ここは大事なところなのですが、先ほど言った最低評価基準点に達しない場合について説明をします。115 点満点のサービス等の評価点数の合計点数が最低評価基準点に満たない場合は、その時点で指定管理者の候補者とすべきではないといった判断になります。今回ですと、審査項目が 12 個あって、× 5 点で 60 点、× 委員数 4 名で、240 点いかなければ、最低評価点数に達していないとなり、候補者とすることはできません。委員皆様の合計が 240 点以上でなければ、その時点で候補者にはなれません。

もう一つが、団体の経営状況の審査項目で、審査票の設問の一つにございます、そこだけの項目の合計点数が 5 点×委員数 4 人で 20 点ですね。この設問だけで 20 点いかなければ、その時点において、やはり候補者となるべきものはないものとして取り扱います。

5 の 2 位のものに関しては、今回は 1 団体だけなので説明は割愛いたします。その後、結果の公表に関しては、次の (2) ですね、施設の名称や主な選定理由などを公表いたしまして、議会に諮ります。

また、今回、山崎委員が欠席なのですが、その理由は 3 ページの中のその他にございます。事前に開催通知であったとおり、自己または同居の親族もしくはその配偶者が経営や運営にかかわる申請団体の審査には加わることはできないものとします。また、委員が審査時点で 3 年以内に申請団体の経営や運営にかかわっている場合は審査に加わることはできないというものにしております。

山崎委員は、社会福祉協議会の経営、運営に平成 28 年度まで、3 年以内にかかわっていたというご報告がありましたので、本日は、審査に加わることはできないとして、ご欠席だと伺っております。

以上が、大まかな審査手順の説明になりますが、ここままで審査手順について何か質疑があればお受けしたいと思います。特にないですか。ありがとうございます。

●会長

実際、プレゼンテーションする段階から始まったら、これ重要な項目ですから、軽くメモとしてある程度つけておいて、最終的に自分でもう一回見直して点数をつけていただいたほうがいいかと思います。すぐに仕事が流れるのがいいのかなと。

●事務局

ありがとうございます。そうですね、もともと今回先ほどの審査票もございますので、メモ書きくらいでもしていただいて大丈夫なので、最終的に、点数は網かけで色を濃くなっている得点というところに書いていただければと思います。

では、今回は、こちらの審査票を用いて、プレゼンテーション審査 30 分、質疑応答 30 分でいこうと思います。プレゼンテーションは、25 分間の時点で一度ベルの音を鳴らします。30 分になったら、説明の途中であってもプレゼンテーションは終了となります。

では、担当課から、審査資格とか欠格事項などに該当していたのかどうかといったところについて、ご報告をお願いしたいと思います。お願いいたします。

●会長

では、社会福祉課の皆さん、よろしくお願いいたします。

●社会福祉課

社会福祉課の豊田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、白井市地域福祉センター指定管理者候補者選定審査に関しまして、ご説明させていただきます。

初めに、地域福祉センターの指定管理者の募集につきましては、非公募としていますので、その理由からご説明させていただきます。

市が定める公の施設の指定管理者制度の導入に関する指針があります。その中で、指定管理者の募集については、原則として公開によるものとしているところですが、地域の活力を積極的に活用した管理運営を行うことにより、サービスの向上や効率化、または地域の活性化が図れるなど、事業効果が期待できるときは非公募にすることができるとされています。地域福祉センターにおきましても、地域の活力を活用し、管理運営により事業効果が期待できることから非公募とさせていただいております。

また、指定管理者の資格として、社会福祉法人とした理由につきましては、社会福祉法人白井市社会福祉協議会、以下、社会福祉協議会と言わせていただきますが、社会福祉協議会が実施している活動内容は、地域福祉の推進であり、地域ぐるみ福祉を推進するための活動拠点を提供し、住民による福祉活動の増進を図るとする地域福祉センターの設置目的に合致していること、また、社会福祉協議会は、地域福祉の増進に関し長年の経験を持ち、社会福祉法においても、地域福祉の推進の担い手として位置づけられていることから、この能力を活用しながら市民サービスの向上及び効率的な施設の管理運営が期待できるためです。

なお、センター建設時に、県から交付された地域福祉センター建設補助金の採択要件として、地域福祉センターの管理は、原則、社会福祉協議会へ委託するよう明記されていたことにより、平成 13 年 10 月の保健福祉センター開設時から、管理を社会福祉協議会に委託しており、また、平成 18 年度の指定管理者制度の導入により、指定管理者として、これ

までセンターの管理運営が行われているという経緯がございます。

それでは、施設の目的をご説明いたしますので、白井市地域福祉センター指定管理者申請取扱要項をご覧ください。

1 ページをお開きください。初めに、1、施設の目的をご説明いたします。地域福祉センターは、保健福祉センターの3階にあり、地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、福祉情報や福祉サービスの提供、ボランティアの養成、及び活動の場の提供などを総合的に行うとともに、住民の参加のもとに、地域の実情に応じた各種事業を実施し、もって、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的とする施設です。

続きまして、2、施設の概要です。建物概要、施設の内容につきましては、記載のとおりでございます。地域福祉センター内には、社会福祉協議会事務室、ボランティアセンター、相談室、翻訳室、録音室、団体活動室、ボランティアサロンが設置されています。

続きまして、3、施設の管理運営方針です。基本方針は、総意工夫に基づいた管理運営により、センターの機能充実を図り、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、住民による福祉活動を促進するための各種事業の実施、ボランティアの養成及び活動の場の提供など、地域福祉の活動拠点としての充実を図り、効率的な運営管理を行うものとしております。

2 ページをお開きください。下段になりますが、3 ページにかけまして、5、指定管理者が行う業務をご覧ください。業務の範囲は、主に施設の運営に関する業務と施設の維持管理に関する業務としており、施設の利用許可取り消し、施設設備の鍵の管理及び施設内の整理整頓を行います。その他、事業報告書、月次センター利用状況報告の提出、及び市や関係機関との連絡調整などがあります。

続きまして、6、指定管理の期間です。期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間としています。

続きまして、7、経費に関する事項につきましては、地域福祉センターは、保健福祉センターの一部であり、市が直接建物の光熱水費、清掃委託料、施設の警備委託料、及び施設設備の維持管理料や備品の管理費を支出しております。また、センターの管理運営にかかる人件費につきましては、市から交付する社会福祉協議会事業補助金の対象経費としています。収入につきましては、現在、団体活動室などの貸し出し施設を無料としていることから発生はいたしません。以上のことから、地域福祉センターの指定管理料を無料としております。

続きまして、8、指定管理者の資格となります。申請の資格は、社会福祉法人としております。提出されております申請書類、こちらのファイルになりますけれども、提出書類の47 ページに履歴事項全部証明書、そして50 ページの定款により確認し、申請者の資格が該当する団体であることを確認しております。

また、制限事項として、次の5項目に該当する団体は申請することができないこととしております。

まず、1点目、国税または地方税を滞納しているもの、2点目、白井市並びに千葉県及び県内市町村から指名停止措置を受けているもの、3点目、条例に規定する兼業禁止に該当する者がいるもの、4点目、過去3年以内に、指定管理者の指定の取り消しを受けた法人等、5点目、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が代表者または準ずる地位に就任し、または実質的な経営に関与しているもの、以上の5項目を設けております。

まず、1点目の国税または地方税を滞納している者につきましては、申請書類の148ページから150ページ、ここに各種納税証明書が添付されておりますが、それらの内容から、問題ないことを確認しております。

続きまして、2点目から5点目の項目につきましては、同じく申請書の45ページの誓約書と60ページの当該法人の理事、幹事、評議員名簿が添付されております。その内容から、制限事項に抵触していないことを確認しております。

もとに戻りまして、4ページをご覧ください。最後に、提出書類ですが、申請書、収支計算書など提出書類は全て整っていることを確認しております。

以上のことから、申請のあった社会福祉法人白井市社会福祉協議会を指定管理者に選定するに当たり、白井市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例第11条に基づき指定管理者選定審査会の意見を聞きたいので審査をお願いいたします。

なお、申請書類のつづりの順番になりますが、当課が配付した申請書類チェック表、こちらの取扱要項の後ろから5枚目になりますが、申請書類チェック表を配付しております。そのこのページの下になりますが、注意書きで、提出書類は、この順番でつづり、右上に通しページを、ページ番号をつけてくださいと記載してしまいましたことから、申請取扱要項4ページに掲載する申請書類の順番とは異なってしまい、審査において見づらいものがあると思いますが、申し訳ありませんがご了承いただきますようお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●会長

ありがとうございました。

社会福祉課の説明につきまして、何かご質問ございますか。

●委員

市からの何かがあるとのことでしたが、人件費はどういうふうになっていると言いましたっけ。

●社会福祉課

人件費は、社会福祉協議会に対し、市から事業補助金を交付しております。人件費はその補助金に含まれておりますので、今回、指定管理にかかる人件費については、指定管理

料としては発生しないという形をとらせていただいております。

●社会福祉課

資料の 65 ページで見ますと、計算書の経常経費補助金収益のところにございます市補助金収益の管理事業補助金収益の中に含まれているような形になります。

●社会福祉課

4,500 万円。

●委員

それで、法人全体のこの支出では、人件費総額 9,000 万円というところですか。

●社会福祉課

そうです。

●委員

今回の地域福祉センターの関係は、その 4,500 万円ぐらいということですか。

●社会福祉課

はい。

●委員

わかりました。

●会長

それでは、社会福祉課の説明は終わりたいと思います。繰り返しになりますけれども、提出書類に不備はなかったということでよろしいですね。

●社会福祉課

はい。

●会長

それでは、担当課の説明はこれで終わりにしたいと思います。ご苦労さまでした。

●事務局

ではこれより、下の控え室に申請団体が待機していますので、呼びましてまいります。それまで少し休憩時間といたします。

(社会福祉法人 白井市社会福祉協議会 入室)

●会長

それでは、これよりプレゼンテーション審査を始めさせていただきます。

●事務局

プレゼンテーション審査の事前に当たりまして、審査の留意事項を、冒頭にご説明だけさせていただきます。

プレゼンテーション審査は、30 分でお願いいたします。開始後 25 分、終了 5 分前になりましたら、事務局でベルを鳴らします。そのベルが鳴ったら 5 分前の合図になります。2 回目のベルが鳴りましたら、そこで説明が途中であっても終了となりますのでご注意ください。

また、プレゼンテーション審査は、必ず団体の概要書、事業計画書、収支計算書、財務状況等といったあらかじめ定められた順番でプレゼンテーションをお願いします。プレゼンテーションの中で、申請内容について説明するときは、資料中の対応するページを、右上に番号を振ってあると思いますので、何ページの資料をご覧くださいというふうなページ数をお願いいたします。

質疑に入りましたら、委員から、内容について質疑を行いますので、申請団体からご回答をお願いいたします。質疑は一問一答方式で行いますので、簡潔なご回答をお願いいたします。プレゼンテーションの審査が開始してから 60 分が経過した時点でプレゼンテーションの審査は全て終了といたします。それでは、今、2 時 10 分なので、3 時 10 分まで、1 時間で審査をお願いしたいと思います。それでは、よろしくをお願いいたします。

●白井市社会福祉協議会

社会福祉法人白井市社会福祉協議会でございます。本日は、どうぞよろしくお願いしたいと思います。隣が会長の松本千代子でございます。本日のプレゼンターは、我々のグループ長でございます米澤からさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

●白井市社会福祉協議会

それでは、改めまして、社会福祉協議会の関連グループに所属しております米澤と申します。よろしくお願いいたします。私から、この申請書類に従いまして説明をさせていただきます。

本日は、このような説明の機会を頂戴いたしまして、本当にどうもありがとうございます。まず、団体の概要から説明をさせていただきますので、資料中ほどにいていただいて 61 ページをご覧くださいよろしいでしょうか。

まず、私ども団体名は、社会福祉法人白井市社会福祉協議会でございます。保健福祉センターの 3 階、地域福祉センターに事務局を置いておりまして、平成 18 年 4 月から地域福祉センターの指定管理者として、団体活動室、翻訳室、録音室の利用申請受け付けと許可に関します事務を任されております。

現在、代表者は、本日、事務局長から紹介させていただきましたが、平成 29 年 9 月より松本千代子が会長を務めております。職員数は、地域福祉センターの私ども事務局、ここが本部のような形になりますけれども、それプラス船橋カントリー倶楽部の向かいにございます清戸地区の白井市福祉センター、それから就労継続支援 B 型事業所みのり、また、小学校区ごとに九つございます地区社会福祉協議会拠点事務員を含めまして、現在、総員

は 56 名という形になっております。うち、本部である事務局は 24 名でございます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に、地域福祉の推進を目的とすることが規定されている団体で各市町村に一つずつ組織されておきまして、通称、社協というふうに呼ばれております。白井市におきましては、当時の白井町社会福祉協議会が、昭和 44 年に任意団体として発足いたしまして、昭和 61 年に法人格を取得し、社会福祉法人となり現在に至っております。

社会福祉法に規定されておりますとおり、極めて公共性と中立性が高い組織であるとともに、民間性を合わせ持った住民主体の組織であるということがいえます。私ども社会福祉協議会の目標といたしますところは、地域の課題を地域の皆さんが自分自身の課題と捉え、地域住民の手で解決していけるよう、住民みずからが地域の主役となり、1 人でも多くの方に担い手となっていただくこと、これがまちづくりであるというふうに考えておきまして、それが共助のまちづくりというふうに認識いたしております。

よく自助、公助、共助といわれますけれども、私ども社会福祉協議会が進めておりますところは共助に当たる部分でございます。これを実現しますために実施しております主な事業といたしますのは、本日、委員の皆様方に事前にこのようなパンフレットをお配りしておきまして、本来こういう三つ折りなのですが、委員の皆さんのところには、ちょっと片そで折りみたいな形になって、そのファイルの中にこういったパンフレットがあると思うのですけれども、こちらにも、社会福祉協議会の主な事業を記載いたしております。このパンフレットにも記載がございますとおり、小学校区ごとに設置しております九つの地区社会福祉協議会活動を初め、家事援助のヘルパーを派遣する在宅福祉事業ですとか、ボランティア活動の振興、また、あらゆる生活相談に応じる心配ごと相談事業など主な事業として実施いたしております。

パンフレットの事業のうち全てをご紹介することは時間の関係もあってできないものですから、このパンフレットには、このほかの事業ですとか、あとまた、社会福祉協議会の最も基本的な制度であります会員制度の記載などもございますので、ぜひ後ほどご覧をいただきまして、社会福祉協議会理解の一助にしていいただければ幸いです。

また、最後になりますが、平成 28 年度には、法人化 30 年を迎えております。文化会館大ホールにおきまして、法人化 30 年記念の社会福祉大会を開催いたしまして、多くの住民の皆様方にご来場をいただきました。さらに、私どもは、千葉県共同募金会の白井市支会を兼ねております。昨年は、赤い羽根共同募金運動開始 70 年の節目の年で行われました。この節目の年に、光栄にも優良支会に選ばれまして、11 月 14 日、千葉県社会福祉大会におきまして、松本会長が登壇をし、伊澤支会長の代理として表彰を受けたところでございます。簡単ですが、団体の概要につきまして触れさせていただきました。

続きまして、事業計画に移らせていただきたいと思います。2 ページをご覧くださいませうでしょうか。まず、管理運営の基本方針といたしますのは、公共性と中立性の高い組織

として、市民に公平で安全な運営を心がけ、地域福祉センターの趣旨、地域福祉の増進に資することを理解し、白井市を初めとする関係機関、利用団体様などとの連携に努め、地域福祉の向上を図ってまいります。

続きまして、その隣の3ページをご覧ください、市民サービスの向上方法につきましては、これは団体活動室ですけれども、団体活動室内の備品類などを適正に管理するとともに、音響設備の使用方法などが利用者様から多く寄せられますので、その取り扱いも十分に理解し、利用者様へ対応してまいります。夜間、休日の利用につきましては、日常的な警備員さんとの連絡、連携をしっかりと対応をしております。サービス向上のものととなります利用者様からの声につきましては、意見交換箱の設置ですとか、ホームページからも問い合わせ可能となっております、これを職員間で共有し、ご意見を反映することで向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、4ページをご覧くださいでしょうか、利用者ニーズの把握方法と対応につきましては、利用者様からの声とあわせまして、民生・児童委員また地区社会福祉協議会推進員などの協力者、担い手サイドの方々からも常にご意見を伺います。また苦情につきましては、苦情受け付け簿により、職員間で共有し、再発防止を行うとともに、その苦情の内容によりましては、苦情解決に関する要綱により設置いたしております第三者委員さんにより適切に対応いたします。おかげをもちまして、第三者委員さんが対応するような苦情というのは、これまではいただいておりません。

続けさせていただきます。5ページをご覧くださいでしょうか、5ページの実施事業につきましては、地域活動に参加しやすい体制を整備するため、ボランティアセンター事業において、講座、学習会の開催を実施いたします。お手元資料の後ろになるのですが、126ページから127ページにかけては、これは、平成29年度の私の事業報告書の中の一部なのですが、126ページの下から127ページの上にかけては、平成29年度に実施いたしました養成講座また学習会、こういったものも報告、記載を掲載させていただいております。地域の中で支援を必要とする方と、またそれを手助けしたい方を持ち、住民相互の助け合い、支え合いのまちづくりを進めていきたいというふうに思います。また、その観点から、一つ事業を申し上げますと、地域で住民が主体的に行う、ふれあいいきいきサロンに助成金を出す助成金制度を行っております。ひとり暮らし高齢者などの仲間づくり、居場所づくりの場の確保を促進し、孤立や孤独を防ぐとともに、高齢者とそれ以外の住民の世代間交流を図れる場として、現在、六つのサロンですね、助成金をお出ししているところでございます。また、実施事業としては、昭和61年の法人化以来の看板事業の一つでございます心配ごと相談事業を行いまして、どこに相談したらいいのかわからない住民に身近な相談窓口を開設して、相談内容を限定せず、よろず相談として実施をしているところでございます。

それでは、続けさせていただきます。6ページをご覧くださいよろしいでしょうか。

緊急時の対応につきましては、まず、防災につきましては、職員、関係者で災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施し、災害時の円滑な立ち上げができるよう努めております。

防犯につきましては、日ごろの意識が大切だと思いますので、出入り口やロッカーなどの施錠の確認を怠らないほか、夜間、休日利用につきましては、警備員さんと連携し、対応をいたします。

緊急時につきましては、急病人など出た場合は、同じフロアにいらっしゃいます保健師さんなどに応援を求めますとともに、容体によっては救急車を要請するなど迅速に対応いたします。ここ数年、ちょっと実施しておらないのですが、救急救命、救急講習ですとか、AED講習を実施し、迅速かつ的確な対応の精度を高めていきたいというふうに思います。

緊急時の対応につきましては、お手元に、また、別冊といたしまして、このような危機管理マニュアルというものを用意いたしまして、委員の皆様方にも申請書とあわせましてお届けをさせていただいているところでございます。

続けさせていただきます。8ページをご覧ください。よろしいでしょうか。利用促進の仕方につきましては、年4回発行の当会広報紙「社協しろい」において、各種サービスの案内を実施しておりますほか、ホームページ、または内容によりましては、地区社会福祉協議会の広報紙にも記事の掲載をお願いし、連携を図りながらPRを図ってまいります。

先ほど、ご覧いただきましたパンフレットも、同様にPR材料として、私どもで使っているものでございます。

続きまして、9ページをご覧ください。類似施設の運営実績につきましては、まず、平成元年6月、当時の白井町福祉作業所の受託運営を行っております。福祉作業所は、現在の就労継続支援B型事業所みのりの前身でございますが、こちらは、清戸地区の老人福祉センターの一番奥、突き当たりに場所を構えておりまして、現在の利用者数は20名でございます。

次に、平成8年4月、当時の白井町老人福祉センター、青少年婦人センターを受託、運営いたしております。その後、平成18年9月から、同センターを受託運営から指定管理者として管理運営するようになり現在に至っているところでございます。この指定管理に切りかわるタイミングで、青少年婦人センターが女性センターというふうに名称を変更いたしております。したがって、9ページの資料なのですが、平成8年4月の段階では、まだ婦人センターですので、ここで女性センターになってしまっておりますが、申しわけございません、平成8年4月の段階では、青少年婦人センターでございます。訂正をさせていただきます。申しわけございません。

続けさせていただきます。大変恐縮なのですが、ちょっと飛んでいただいて、12ページを、大変申しわけないですが、先に説明させていただきたいと思いますので、12ページをご覧ください。12ページの施設設備の維持管理につきましては、鍵の管理をしっかり行う

とともに整理整頓に努めております。団体活動室は、利用団体が誤って鍵の持ち帰りをすることなどが無いよう、必ず職員が開け閉めを行うようにいたしております。机等の備品類の破損や故障につきましては、その都度、担当課であります社会福祉課に連絡をし、ご対応をいただいております。また、日ごろから、利用団体様へも備品類の丁寧な使用を心がけていただくようお願いをいたしまして、注意喚起を行っているところでございます。

それでは、続けさせていただきます。恐れ入りますが、10 ページに戻っていただければよろしいでしょうか。ありがとうございます。10 ページの管理体制については、こちらの資料の 41 ページから 44 ページの様式の 5 です。41 ページから 44 ページの様式の 5、資料を横にして見ていただくような形なのですけれども、ここの管理体制、職員の配置計画書をご覧くださいければと思います。

事務局長から、事務職員 A、B、C、D、E、44 ページの事務職員の E まで 6 名がいわゆる常勤職員でございまして、職員それから、すいません、嘱託及び任期付の職員がそれぞれ 1 名ずつ含まれております。その下、庶務事務員、事務職員 E の下ですね、庶務事務員以下が時間給のパート職員さんというふうになっておりまして、各職員とも一部兼務もございしますが、主には、受託事業に補助の職員として配置されておりまして、人件費はその受託金の中に予算措置されている状況でございます。

すみません、ありがとうございます。それで申しわけございません。10 ページにお戻りいただければと思います。ありがとうございます。10 ページの続きなのですが、研修につきましては、現在、体系的な研修計画がございませんので、各職員がそれぞれの担当分野におきまして、千葉県社会福祉協議会を初めとする各機関が実施する研修会などに参加する形で研鑽を積んでおります。隣の 11 ページの職員配置図につきましては、法人全体のものとなっておりますけれども、地域福祉センターの事務所で職務を遂行する職員は、先ほどの様式の 5 でも触れさせていただいた 24 名となっております。この 11 ページの図の中では、一番左の管理グループから半ばの地域連携グループ、そこから線が出ている貸し付け相談員、また、その点線の囲みで在宅ボランティアセンターと書いております非常勤職員となっております。合計 24 名でございます。地区社会福祉協議会 9 地区、1 地区 2 名で 18 名おりますけれども、こちらは各拠点での勤務となりますので、地域福祉センターには含めてございません。

ありがとうございます、続けさせていただきます。13 ページの個人情報についてをご覧ください。個人情報のところにつきましては、規定を設け、事業ごとに発生する個人情報の種類を把握し、適正に管理するよう努めておりますが、今年度さらに個人情報保護を適正に行うため、専門業者による一括管理を行うべく予算化をいたしまして、現在、管理の状況や改善部分の洗い出しなど、そちらの業者さんと協議を始めておりまして、今年度中には導入できればというふうに考えているところでございます。

続けさせていただきます。14 ページをご覧ください。関係法令につきましては、仕様書

の基準に従い運営してまいります。日常的に取り組めるものとしたしましては、白井市地球温暖化防止対策実行計画がございますが、現在のような夏場ですと、エアコンの温度設定をきちんとするとか、始業前、終業後はエアコンを入れないですとか、また年間を通しては、使わないコンセントは抜いておく、裏紙使用の徹底、また、車で外出の際には不要なアイドリングは行わないなど、日常的に取り組めることを市の職員さんと同様に私どもも実施していきたいというふうに考えております。

そして最後に 15 ページの特記すべき事項をご覧ください。記載のとおり、白井市のしろい支え愛プラン、それから、私どもの白井いきいきプラン、5 カ年計画なのですが、これに沿った事業推進を行っていききたいというふうに思います。

目標といたしましては、(1) 効率的運用による管理コスト増加抑制、物件費のゼロシーリング、(2) 各業務の定量化と内部統制システムの構築、(3) 各職員のコンプライアンス意識のさらなる向上、そして四つ目に、研修、教育制度の運用確立。

●事務局

残り 5 分です。

●白井市社会福祉協議会

こちらを挙げておりまして、先ほど、体系的な研修計画はないと申し上げましたが、職員のスキルアップとサービス向上へ向けましても、研修、教育制度の運用確立などは早期に実現できるよう努めていききたいというふうに考えております。事業計画につきましては以上でございますが、続きまして、16 ページの収支計算書の説明を少し触れさせていただきたいというふうに思います。

16 ページをご覧ください。社会福祉協議会は、法律に基づいた非営利の社会福祉法人という性格上、自主財源が乏しいという側面がございます。どの社会福祉協議会につきましても同様かとは思いますが、当会につきましては、平成 29 年度の決算数値で申し上げますと、市の補助金、受託金、それから福祉センターの指定管理料など、市からの公費が約 7 割でございます。自主財源の中には、会費、寄附金、赤い羽根共同募金、就労継続支援 B 型事業所みのりのサービス報酬などがございまして約 3 割となっております。しかしながら、みのりのサービス報酬などは使途が限定されております特定財源ですので、純粋に使える一般財源は、会費、寄附金、赤い羽根共同募金などでございます。

ご覧いただいております収支計算書につきましては、地域福祉センターで事業を行うについての管理費、事業費でございまして、地区社会福祉協議会の拠点運営費であります地域ぐるみ福祉ネットワーク補助金ですとか、清戸の福祉センターの指定管理料、こういったものは除いて計上いたしております。

5 カ年分の収支計算書につきましては、支出側の人件費に年度ごとの変動がございますので、その人件費を予算措置していただいております収入側の市補助金収入の管理事業補助金にもその都度の毎年の変動ございますが、事業費につきましては、先ほど、特記事項

で申し上げましたとおり、支出増加抑制の観点からゼロシーリングの考えに立っておりますので、35年度まで同額を計上いたしておるところでございます。

最後になりますが、ちょっと飛んでいただいて、74ページの貸借対照表をご覧くださいませうでしょうか、平成29年度の決算に関します貸借対照表でございます。右側、下段の純財産をご覧くださいますと、福祉振興基金、当年度末の利用ですね、700万円とその他の積立金の運用資金積立金2,086万6,630円が当会の福祉振興基金でございます。次期繰り越し活動増減差額などを足しまして、現在、純資産は、記載のとおり6,261万、6,265万1,292円となっております。

次期繰り越し活動増減差額と申しますのは、資金の残高である繰越金だけではなく、固定資産なども含めました総資産の繰越額というふうにご理解をいただければというふうに思います。

純資産につきましては、こちらにも添付しておりますが、27年度と比べまして約1,000万円の増額を見ております。これは、福祉センターとみのりの執行残ですね、これを一度法人運営に繰り戻すような形をとっておりますことから、繰越金としてふえたものだというふうに認識いたしております。時間もちょうどこきてしまいまして、早足で説明をさせていただいたのですが、収支計算書とそれから財務諸表の説明が不足ぎみであったかもしれないですが、これでちょうど時間となりましたので、説明を終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

●会長

それでは、引き続いて30分は質疑応答の時間になってまいります。各委員の方、どうぞ。では、私から、松本会長にお聞きしたい。この白井市の社会福祉協議会について、どの点が気に入ったとか、課題を挙げていただけますか。引き受けられたときに、いろいろ勉強されて、よしこれなら引き受けようとか思われたと思うのですけれども、そういうことの抱負とか、今後の課題みたいなことがあれば説明していただけますか。

●白井市社会福祉協議会

私、ずっと副会長をやっていたので、やっている中で、今の職員は、局長を始め、職員が一生懸命それぞれに与えられた職務をこなしていて、本当に頑張っているな、じゃあ私も2年後はこの職員とともに頑張っていけるんじゃないかなと思って、副会長のときもそうなのですけれども。会長代理で結構、県行ったりしますと、やっぱりきのうの資料みた感じ、申しわけないのですけれども、うちレベルの人口のところとか比較すると、うちの白井は、自画自賛になるのですけれども、よく皆さん頑張ってこれだけの事業を、委託事業とか、本当によくこなしているなと思っています。とにかく職員を信頼して頑張っていきたいと思って、今、一生懸命勉強している最中です。

●会長

ありがとうございます。

●委員

17 ページの人件費内訳のところを確認したいのですが、17 ページの指定管理者支出の合計のうちの7割近くが人件費で占めているのです。その中で、非常勤の方の時給の単価がこれでいいのかです。870 円ですか。

●白井市社会福祉協議会

そうです。

●委員

今、千葉県の最低賃金が 868 円なので、今の時点ではクリアしているのですが、今年 10 月、また、上がりますね。

●白井市社会福祉協議会

今年も変動する。

●委員

27 円か何か上がる。

●白井市社会福祉協議会

27 円ですので、870 円に足すと、だいたい 900 円になるのかなという推測をしております。

●委員

ですからその辺で、これだとちょっと通らない、多分 31 年だと 870 円ではできないので、この辺は変更していただいたほうがよろしいと思います。市の補助金も当然ふえてくるということなのですから。

●白井市社会福祉協議会

交渉させていただきたいと思います。

●委員

それともう 1 点、非常勤の方は、1 年単位の更新にされていますか。

●白井市社会福祉協議会

1 年単位の更新でございます。

●委員

それで、今年の 4 月から、ご存じですか。5 年を超えた更新の場合、無期転換できるという。

●白井市社会福祉協議会

はい。

●委員

その辺の対応というのは、もうされていますか。

●白井市社会福祉協議会

一応、5 年経過者にとってみて、自分が期限のないのにやってくれということで手を挙

げられた方については対応するというところで、今、考えております。ただ、まだ、今の働き方が、皆さんにとっては、きちんとしているかどうか、そういうところで推測するのですけれども、まだ、継続勤務の、期限のない勤務に変えてくれと、そういう要求は、ただいまのところございません。

●委員

そうですか、じゃあその辺の対応もされているということで。わかりました。

●委員

済みません、災害時のボランティアのことでお伺いしたいのですけれども、資料の6ページ、災害ボランティアセンターで訓練とかをやられていたと思うのですが、実際に、今、他県とかでいろんな災害関係、実際に社会福祉協議会の方たちやボランティアと立ち上げをして、いろんな問題が起きていると思うのです。そういった情報収集はどのようにされているのでしょうか。

●白井市社会福祉協議会

大きな災害で、白井市にとりましては、そういう状況がまだ発生していない中では、先般の大阪北部地震とか、その次に起こりました広島、愛媛、岡山、このあたりの洪水とか、そういうあれが、ジャストタイムに情報は県社会福祉協議会を中心に我々得ております。本日も、その関係につきましては、県社会福祉協議会の地域福祉推進部から情報をいただきまして、千葉県から6名の応援が、倉敷市、広島市ですね。

●白井市社会福祉協議会

坂町。

●白井市社会福祉協議会

坂町とっていました。そこに千葉県代表として送ると、そういうところに我々も、いずれかは参加したいのですけれども、今、ちょっと正職員の業務の関係上、千葉県のその6名の方に任せましたけれども、いずれにしましても、情報は県社会福祉協議会と密にとっておって、いざとなったときには対応できるような体制、ここの事務局も含めてやるようにしております。

●委員

116ページの、この真ん中辺のあたりに、さらに介護予防、生活支援サービス体制事業の中で、買い物支援バスの運行を正式にスタート、それから6月から訪問型見守り事業も実施ということで、この辺に至った経緯と、あと具体的に、どういう形でされているのか教えていただけますか。

●白井市社会福祉協議会

この両者とも、副会長、もう既にご承知だと思いますけれども、新しい介護予防、新生活支援総合事業ということで国から指定されて、それぞれの自治体に対しておろされた新しい事業で、今後は、住民主体でそれぞれ共生社会をつくっていかうということの中で、地

域の困っている人のニーズを救い上げて、いわゆる新しい事業を創造していこうと、みんなの支え合いの精神でもってやっていこうという中で、統計とった中では、この二つの買い物支援、例えば、今、南山とそれから桜台ですか、この2カ所がどうも独居老人のひとり住まい、そういうところのまず見守りがちょっと手薄になっているから、そういうのを住民がお声がけして、また、安心電話しながらでも見守りやっていきましょう。また、買い物支援については、ここで物を買って、購買の楽しさをやりたいのだけれども、持ちたいのだけれども、どうも足腰が弱っている方とか、そういう方を、ある福祉施設のバスを借り切って、借りて何曜日にその行きたいスーパーにお連れして買い物を楽しんでもらうとか、そういうところの便宜を図っている事業でございます。

●委員

それは地元の自治会とかと連携してやっていらっしゃるという、自治会の要望とか、そういうものを聞きながら。

●白井市社会福祉協議会

地区社会福祉協議会とです。

●委員

地区社会福祉協議会ですか。

●白井市社会福祉協議会

年間指標としてはやっぱり地区社会福祉協議会は九つの地域に割ってその九つの地域ごとに福祉課題を見つけて対応しなさいというミッションもございますので、我々と協力しながら地区社会福祉協議会を、まず、そういうのに出てもらうとか、そういう話すら当然その民生委員さんとかそういうところからの情報を地域のニーズとして大きく広げていくとか、そういう活動をしております。

●委員

わかりました。

●委員

じゃあ、私からいいですか。例えば、私の家庭、私のいろいろの中で社会福祉協議会と接触することが全くないのです。ゼロという状態ですね、私も20年近くいますけれども、会費は払っているけれども、社会福祉協議会でお世話になったということ、何かかかわること全然ないのです。ですから、漠然とした質問で申しわけないのですけれども、この2ページの、市民の平等な利用の確保ということ、それから4ページですかね、利用者ニーズの把握の方法と対応というようなところをちょっと絡めて。私の漠然としたイメージだと、高齢者の方とか障害を持った方とか、それから私みたいな一般市民、今のところそういう三つのカテゴライズができる。高齢者の方、障害者の方、それから私たちのような家庭の場合、どのように社会福祉協議会とかかわるのかというのですか、かかわり方がまずわからないということと、それから役所は、いわゆる社会福祉課でしょうか、そこをちゃ

んと社会福祉協議会と社会福祉課がどんな形で連携しているのかなと。補助にしろ、事業報告は私も読んだのですけれども。高齢者の場合、障害者の場合、それから一般市民の場合ということで、かかり方を説明していただきたいと思います。

●白井市社会福祉協議会

的確な回答になるか、ちょっと自信がないのですけれども、やはり高齢者の方、障害者の方、課題について、一般市民の皆様方にも自分のかかわりのある地域のこととしてご参画をいただきたいと、そのときに、ただしやっぱり学校があったり、仕事があったりとかってなかなか直接、気持ちはあっても、支援したりとかという、できないという方が圧倒的に多いわけなのです。そういった住民の皆様方に参加形態の一つとしてとっているのがこの会費制度というもののなのです。直接、参加できなくても、会費を払って、会員に加入して会費を協力することによって、間接的にそういった問題を抱えている方ですとか、地域の問題を間接的に支援していくというような、そういう形で全市民の方々にかかわっていただきたいといえますか、そういう意味合いで、住民一人一人が主役であり、担い手になんだというような受け手にもなることがあるかもしれません。そういうふうに自分一人一人がやっぱり受け手であり担い手、それを例えば、行政とかそういったところの力をかりなくても、地域の中で解決をしていけばいいなというような形で、市民の皆様方にもご参画をいただきたいというふうに働きかけをしているというのが我々の仕事なのかなというふうに考えておりまして、ちょっと委員さんの、済みません、ご質問に対する回答になっていなかったかもしれないのですけれども。

●委員

利用する手順というのは、まずは、役所に相談に行くのですか。それともこちらに、相談窓口というのも書かれていましたけれども。私もこういうのを読んでいますけれども、ここに相談日と書いてあるけれども、これは何のことかもわからない。もしかしたらこのことなのかなと、これをもって先週気がついたのですけれども。例えばこれは、ここに相談日と書いてあるのが、このことなのですか。

●白井市社会福祉協議会

そうです。

●委員

このことだというのがよくわからなかった気もします。だからそういう意味では、周知されていない、私自身も、私は全部これちゃんと読んでいる人間ですけれども、知らなかったことが随分ある。例えば、私が困ったときにどうすればいいのかなというのは十分にわかっていない、親をこっちへ呼んだら、どういうふうにやっていけばいいのかなとか、そういう意味では、宣伝というのですか、その広報状態は万全ではなかったかというのを、これ読ませてもらって初めて、ちょっとわかったかなと思いました。

あともう一つ、給与のことで、私も数字を見るのは余り得意じゃないのですけれども、

この 16 ページのところので、内訳表ですね、最初これを読んでいると、事務局長さんが、どうして給与が低いのだろうと思っていたのです。もう少し読んでいくと、嘱託とか常勤、同じ常勤だって嘱託と、ここには常勤職しか書いていないので、どうしてかなと思ったりするけれども、嘱託の方だとか、勤務が少ないとか、そういうふうに思ったのですけれども、同じように、会長さんも給料もらっていないのかなとか。

●白井市社会福祉協議会

もらっておりません。

●委員

それから評議員の方とか、後ろにいろいろお名前が列記されていますけれども、その方も。

●白井市社会福祉協議会

ないです。

●委員

ボランティアというわけですね。

●白井市社会福祉協議会

無報酬です。

●委員

無報酬でやられているということですね。わかりました。

●会長

自主財源が乏しいということで、再三言っておられたのですけれども、どうですか、寄附金を募るといっても有効な手段ではありますけれど。

●白井市社会福祉協議会

自主財源としましては、今、会長さんがおっしゃられた寄附金のほかに会費、会員さんになっていただいてご協力をいただく会費と、それから赤い羽根の共同募金がございます。なかなか、募集金をいただいたりとか、自治会さんにご協力いただく部分なのですけれども、なかなか協力いただく金額がふえていかないというのが実情でございます。

そうした中で、平成 29 年度が市の指定事業者の介護保険事業で訪問型サービス A という家事援助だけなのですけれども、そういった支援の事業なんかも始めまして、今年度、初めて、そういった事業から繰り入れられるそういった自主財源も、多少なのですけれども、ちょっと見えてまいりました。今後は、そういった会費、寄附金、赤い羽根共同募金といったものにとらわれない自主財源の確保の視点というのでしょうか、そういったものをもって検討していきたいというふうに思っています。

●会長

なかなか守備範囲が広いですね、結婚、離婚の相談までいろいろやられて本当に幅広い。正直言ってやっぱり常勤の人も 6 人でしょうから非常勤も大半で、果たして事務局も

あれでいいのかなと、例えば、時間の問題もそうですよね。8時半から5時までですか、それ時間外とかできるようになっているのかどうか、心もとないところあるのすけれども、それは今後の課題かなと思うのです。もう少しいろんな時間、例えば、働いている人に事務局に来なさいといってもなかなか来られませんよね、そういう問題に対してどのように対応されているか、バスの便だとかいろいろ、特にシングルマザーの家庭の人にとっては、必要性はわかっている、実際に、どうやってアプローチしたらいいのかと、その場合は何か訪問されるのですか。

●白井市社会福祉協議会

そうですね、サービスによりましては、その担当者が事前に訪問させていただいて事前調査をして、それからサービスを提供するというような形をとってございますので、もちろんそうしますと、訪問して調査をした中では、今回は利用対象外になってしまうようなケースももちろんありますけれども、あくまでも、こちらから担当者が出向いています。

●会長

課題はたくさんあるのですけれども、皆さんの限られている予算と人の中で対応できるのかなと、これは別に審議じゃないです、ほかの話になるのでしょうかけれどもね。

●委員

自主財源ということでいくと、この成年後見事業ですか、これ今、3人ぐらいやられて、これは法人としてやられているのですよね。

●白井市社会福祉協議会

現時点では2人ですけれども、近々また3人に戻ります。

●委員

今後、当然需要もふえてくると思います。

●白井市社会福祉協議会

私どもとしましては、市民後見人制度の中で、市民からそういう後見を進んでやっていただくボランティア的な動きを待つのが筋だと思うのですけれども、我々も今取り組んでおります後見の中では、非常に法律的な知識とか、また、エンディングまで見守っていかなければいけない、そういう制約もあって、どちらかといえば専門支援委員が主になってやるような段階なのですね。裾野が広がる可能性がある白井においては、やっぱり人材支援については、何らかの手を打たなければならないなという、ちょっとジレンマみたいな感じております。後日そういう社会福祉課さんと討議しながらやらせていただきたいなと思っております。

●会長

いかがでしょうか。

●委員

この117ページのまとめのところで、社会福祉法の改正となる理事会評議会等の改変、

これは具体的にどういうことですか。

●白井市社会福祉協議会

これは 29 年度でございますね、28 年 4 月から大きく社会福祉法が変わりました。その中身は、やっぱりガバナンスをしっかりと広範囲から見ていこうということで、どっちかといったら、評議員会でございますけれども、理事会が業務執行としたら、評議員会はそれを監督、統制そういうふうにするべきということを評議員会のレベルを上げてガバナンスをしっかりとしていこうと、民間でいうならば 10 年か十数年前にできたような、そういう統制の仕方を、内部統制も含めてしっかりとやっていくというのが、今回の社会福祉法の変更だと思います。そういう意味合いで、我々初めての体験なのですけれども、この 1 年、29 年度もその福祉法改正に相当なエネルギーを使わせていただきました、そういうのも記載しております。

●委員

わかりました。

●会長

予算書を提出していただいていますけれども、税制というか、税理士さんの監査というのですか、結構あるわけですね、監査というかいわゆる公認会計士じゃなくても、それに準ずるような形ですか。

●白井市社会福祉協議会

本当の税務監査でございます。これは、今 2 年前にございます。当年度、また、昨年度はございませんでした。順繰りのまた税務監査等の対応は受けると思いますので、しっかり説明責任を果たしていきたいと思います。

●会長

先ほどの、この社会福祉協議会の事業説明のときに資本金と書いてあります。

●白井市社会福祉協議会

基本金ですか。

●会長

その場合の出資者というのは。

●白井市社会福祉協議会

当時の白井町でございます。

●白井市社会福祉協議会

すみません、間違いでした。

●会長

分かりました。あと 5 分少々ありますけれども。では、15 ページちょっと開いて、こういう表現があるのかなと、各業務の「清涼化」と内部統制の。

●白井市社会福祉協議会

すみません、「整流化」でございまして、整流、流れ。誤字です。申しわけございません。業務の整流化をきっちり図って、誰しも相互形成できるような業務を進めていきたいなという意味でございます。

●会長

社会福祉協議会の事業とは関係ないのですけれども、ちょっと気になったのはやっぱり離婚の相談が結構多いですね。会長どうですか、世の中の風潮として。

●白井市社会福祉協議会

やっぱり離婚相談が一番多い。皆さんいろんなところから研修に来たいということで、一部、白井は全国の中で、国からも表彰されたぐらい断トツで、最初にでき上がったものです。初代の会長が、心配ごとに関しては、誰でも、どこでも、いつでもという感じのキャッチフレーズでやっていましたので、24時間体制できていたので。近隣市町村からも相談にいられていましたので、すごくいい対応していただいているということで評価を受けています。

●会長

それでは、担当課の社会福祉協議会のすみわけというのか、ちょっとよくわかりにくい、実質的に実働部隊ということなのですかね。

●社会福祉課

そうですね、社会福祉と地域福祉を推進していくためには、やはりこれから少子高齢化で人口が少なくなっていく。行政では、高齢者、障害者、児童、そういう対象者ごとの制度をつくってサービスをしていく形になります。そういったサービスの狭間の方とか、あと地域を、地域がつくっていくということで、地域福祉を推進していくためには、やはり協議会さんは現場に入ってください。

●会長

実働部隊ですね。

●社会福祉課

関係機関と連携しながらやっていただける組織だと思います。そこと市が連携をしていくことで、白井市の地域福祉を推進していくということで、関係は深い形で。

●会長

二人三脚ということですか。

●社会福祉課

両輪で、というようなふうに考えております。

●会長

わかりました。それでは、他に特にございませんか。

一応時間もまいりましたので、質疑を終わらせていただきます。どうもご苦労さまでした。

●事務局

審査が終わりましたので、社会福祉協議会の審議会は終わりにします。その前に1点だけ、社会福祉協議会の方に。副会長からご指摘があったとおり870円、資料17のところですね。社会福祉課で原本の申請書類をお持ちだと思いますので、関連する箇所は差しかえてください。

●会長

それでは以上ですね。ありがとうございます。お疲れさまでした。

(社会福祉法人 白井市社会福祉協議会 退室・休憩)

●事務局

皆様のつけていただいた点数をまとめた結果について、ご報告します。まず、4人合計の点数が240点にいかねばというところ、表の右下、311点と書いてあります、これが今回、4人の合計点数になっており、基準の240点を超えておりますので、こちらは合格していることをご報告します。

もう一つ、(12)番、1人5点以上で、4人合計で20点以上でなければいけなかったところ。(12)の一番右、27点、4人合計で27点となっておりますので、最低基準点数を達していることをご報告いたします。

以上により、指定管理者の候補者としてとすることができる点数となりましたので、あとは選定理由を考えます。どうしてここの地域福祉センター指定管理者の候補者に、社会福祉協議会を選ぼうとしたのか、選定理由を皆様でご審議いただければと思います。会長、よろしく願いいたします。

●会長

それでは、やっぱり地域における福祉活動の拠点として、長年の経験があるということで、今後5年間、お任せできるのではないかと、その実績があると、それを評価したい。

●事務局

だいたい例年、選定理由は、3項目から4項目ぐらいです。

●委員

私も会長さんがおっしゃったのが一番ですよ。ちゃんとやっているということが一番で、それでそれを裏づけるものが、過去10年ぐらいですかね、10年以上になるのか。事故も何もなかった。トラブルもないということが、実績があると。危機管理もマニュアルの中で、ちゃんとできていると思います。

●会長

そうですね。これはちゃんと毎朝、毎日毎日ちゃんと皆さんが唱和しているかどうかですかね。

●委員

財務状況、今のところいいですけども、やっぱり人が資本です。人件費が当然上がってくると思うのですよね。だからそういった面では自主財源としてさっきの成年後見とか、ああいうのはやっぱり拡大していく必要があるのかなというのは思います。

●委員

成年後見制度の事業をやると。

●委員

あれは市から補助金が出るんですよね。だから、今後やっぱり成年後見がふえてくると思います。

●会長

それと、もう一つ問題のサービス、介護保険事業。

●委員

それもそうですね、財源として。

●会長

自主財源の確保に取り組み始めるなど。

●委員

課題に向けて取り組みが見られると。

●事務局

さっきありました、介護の相互事業というのが新たに掲げておりまして。ほかの市はかなり参入して介護収入を得ています。

●会長

民間と競合はしますよね。

●事務局

そうですね。

●委員

一つお聞きしたいのですけれども。この自主財源で、市の補助が入ったりするじゃないですか。実際に何かやるときに、例えば、宅配のお弁当でも、市から補助が、そういった場合の市の財源的な問題みたいなとかはどうなのですか。

●事務局

給食サービスなんかがそうですね。協議会さんに委託をして、結果としては協議会さんとして、独自にはできないので、今、整備するのもお願いをして、形としては委託費を協議会に。

●委員

その社会福祉協議会はそれで入って来るというのですけれども、出すほうの、市として、いろいろ税収の問題とかいろいろあるじゃないですか、何かそういうので市民として、ち

やんこの先大丈夫なのかなと。

●事務局

給食サービスなんかは、いわゆる市の単独、市の自主財源で見ている事業なので、その辺は市として、財源がすごくかかる事業にはなっていくというふうに。

●社会福祉課

今後のニーズとかそういったものを見きわめながら継続をしていくのか、内容を変えていくのかというのは、毎年度担当課で精査している状態です。

●事務局

他に何かございますか。

●委員

いいことでいうと、危機管理マニュアル、同じように、個人情報のところ。専門業者に委託すると書いてあったと思うのですよ。もうUSBにデータとったりできる時代で、抜き出しできないようなパソコンでやって、物理的にそういうふうに危機管理されるようになっているのです。やっぱり役所が、状況を確認していくのですか。

●社会福祉課

どういう管理をしているか、モニタリング時には確認します。

●委員

そういうものに対応してちゃんと取り組んでいるということですから、それはいいことかも。

●事務局

基本として、運営については、先ほど言った、例えば、身近な話でいうと給料表というのは我々職員にもありますので、そういうものから、例えばさっきの個人情報なんかは、個人情報保護条例があって扱いが定められていますので、そういったのは基本的には、協議会さんも市と同じような運用をするというのが基本的な考え方なので、その取り組みの度合いはもちろんありますけれども、基本線としては、市と同じ運営をしていくという方針があります。

●委員

あとその追加で、地区社会福祉協議会というのは全小学校区に設けたということですね、その地区社会福祉協議会と連携して地域の需要を掘り起こして、密着した対応をしているとか、その辺ちょっと入れていただけると。

●会長

そうですね、98 ページのところに書いてあるので、今おっしゃったことが、地域におけるいきいきサロンの活用をもって、サロンの開設、助成制度を通じて支え合う、つながり合う高齢者の中心として、支援の充実を図り六つのサロンに助成しましたと書いてあるから、その辺はちょっと、コンパクトに。全部入れると長いから。

●事務局

では、8 月 28 日に、白井運動公園の指定管理者の候補者の選定審査会がありますので。

●会長

そのときまでに案を作成していただき、審査会で考えましょう。

●事務局

はい、ご意見をもとに、次回に案を作成しまして、もう一度協議いただきたいと思います。

●会長

幅広い業務をこなしながら、包括しながら、対応しながら、長年の実績があるということを入れる。仕事は非常に複雑で多い。これをこれだけの人間で、26 人で対応しているということはやっぱり評価できる。加えて長年の経験が、実績がと、この辺が選定理由なのでしょうね。それでは、次回もよろしくお願いします。ありがとうございました。